

意見書

平成16年 10月 20日

電気通信事業紛争処理委員会事務局 御中

郵便番号 103-0015

住所 東京都中央区日本橋箱崎町24-1

氏名 ソフトバンクBB株式会社

代表取締役社長 孫 正義

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

「電気通信事業紛争処理委員会第1期3年間を総括して(ADR機能の更なる改善に向けて)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電気通信事業紛争処理委員会第1期3年間を総括して(ADR機能の更なる改善に向けて)」に関する意見

はじめに

電気通信事業紛争処理委員会が創設されることによって、競争環境の中で電気通信事業者間の紛争が、公正中立な第三者機関の競争ルールに依拠した判断を得ることができるようになったことは、特に支配的事業者の不可欠設備を利用せざるを得ない事業者にとっては、公正な競争環境の確保のために極めて有意義なことであると考えております。実際に、第1期3年間の間に数多くの斡旋、仲裁、答申が処理され、紛争の解決につながっており、紛争処理委員会のご尽力、ご見識に対して敬意を表します。

また今回、ADR機能の更なる改善に向けて基本的考えを提示されましたが、3年間に渡って実際の紛争を処理された中から得られた知見に基くものであり、電気通信事業紛争処理委員会のADR機能がより有効に働くために適切な考えであると基本的に賛成いたします。

当社は、斡旋を求めた経験、および協議命令申し立てを行った経験があり、その過程を通じて直面した実際的な問題等について以下に意見を申し述べます。

1. 新たなルール整備について(別添1の13ページ第 章第2節1.)

委員会は、紛争処理を通じてルール未整備が判明した場合、総務大臣に対して新たなルール整備を提言すべきであるという考え方に賛成します。紛争の多くはルールが未整備なところで発生しており、またIP化や移動体通信技術が急進展する中で、今後も想定していなかったルール未整備にかかる問題が発生することが予想されます。紛争処理委員会が、実際の紛争処理を通じて得られたルール整備の必要性に関して、「新たなルール整備を勧告すること」は極めて重要な機能であると考えます。

勧告にあたっては、問題の所在、即ちどのようなルールが整備されていないために実際に事業を遂行する上でどのような支障があるのかを、実際に扱われた紛争処理のプロセスと共に、具体的に指摘し公表することが必要です。これらを勧告制度として具体的に整備することを検討すべきであると考えます。

なお、勧告があった場合は、迅速にルール整備されることが必要であり、そのための手順も合わせて検討されることが望まれます。

2. 答弁書作成期限の明確化について(別添1の16ページ第 章第3節2.(1))

紛争処理を申請する事業者は、事業を実施する上で障害になっている問題の解決を求めるものであることから、一般には迅速な解決を求めている場合が多いと考えられます。これに対して他方の事業者は必ずしも迅速な解決を必要としていないことが考えられます。特に後者が不可欠設備である指定電気通信設備を有している場合に、それを利用することに関する紛争では、代替手段が選択できないことから迅速に解決されることが、紛争処理を申請する事業者にとって事業運営上極めて重要である一方、指定電気通信設備を有する事業者には迅速な紛争解決のモチベーションが働かないことが一般的です。

従って、現在斡旋の場合にはNTT東西に答弁書提出期限が定められていませんが、委員会が斡旋・仲裁申請があった旨の通知をNTT東西に対して行う際、答弁書提出期限を指定することは是非とも必要であります。

3. 斡旋手続きの在り方について(別添1の4ページ第 章第3節1.)

接続に関する協定の締結に関する協議が調わなかつたために斡旋を申請したが相手側が斡旋案を受諾せず、斡旋の打切りとなった事例が取り上げられています。(別添1の5ページ【斡旋打切りとなった事案の概要】)

この事例では、斡旋申請に対する斡旋案を相手側が受諾しないために斡旋打切りとなった後、仲裁を申請したところ相手側が応諾しなかったため、総務大臣に協議再開命令を申請しております。これに対して総務大臣は、委員会の答申を受け協議再開命令を発出しましたが、未だに協議が整わず協議継続中となっております。

斡旋の段階で斡旋案を受諾しなかった場合、その事業者が協議の整うことを望んでいないことは明らかです。従って、協議再開命令を「協議を再開せよ」との形式上の命令と捉え、協議の再開には応じても積極的に協議を整えることを目指すモチベーションが働かないと思われれます。

従って、例えば協議不調の原因が接続約款の条文の不備に起因する場合に、委員会が総務省に対して条文に関する行政指導を行うことを命じることができるようにする等、協議再開命令によってもなお協議が整わない場合の解決手段について、具体的に検討することが必要と考えます。

以上